

2022(令和4)年

7月1日
スタート

ふじみ野市 パートナーシップ 宣誓制度



ふじみ野市 PR 大使『ふじみん』

ふじみ野市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度 とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活で相互に協力し合うことを約束した、1人または2人がLGBTQなどの性的マイノリティ（性自認が戸籍上の性別と異なる or 性的指向が異性のみでない）であるお2人が、**パートナーであることを宣誓し、市が宣誓受領証や受領カードを交付する制度**です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、性の**多様性に対する社会的理解を促進する**とともに、性的マイノリティの方の**社会生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減**し、お2人の**自分らしい生き方に寄り添う**ことを目的としています。

LGBTQ とは

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに割り当てられた性別と自分が認識する性別が異なる人）、クエスチョニング（自分の性別や好きになる性別が決まっていない人）の頭文字を組み合わせたものです。その他にも多様な性が存在します。

制度を利用する人

- 次の全てに該当する2人
- ①1人または2人がLGBTQ当事者
- ②2人が成人している
- ③市内に住民登録がある、または3カ月以内に市内へ転入予定（同居を要件としない）
- ④配偶者やすでにパートナーシップ関係にある人がいない
- ⑤民法に規定する婚姻ができない続柄（直系血族、三親等内、直系姻族）でない
- *パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く。

宣誓に必要な書類

- ①住民票または住民票記載事項証明書（同世帯の場合は1通）
- ②配偶者がいないことを確認する書類（戸籍抄本、独身証明書）
- ③本人確認書類など

宣誓の流れ

宣誓日時の予約

宣誓日の3カ月前～7日前に、窓口か電話、メール、ファックスで、宣誓日時を予約する

必要書類の準備

予約日時に来庁

予約日時に市民総合相談室（市役所本庁舎2階）にお2人で来庁し、パートナーシップ宣誓書を確認の上、署名する
(プライバシー保護のため個室で対応します)

パートナーシップ宣誓受領証などの交付

申請日から7日以内に郵送します

市民・企業（事業者）の皆さんへ

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除）が生じるものではありませんが、宣誓した2人のパートナーシップ関係を尊重し、共に生き生きと暮らしていくことをふじみ野市として応援するものです。宣誓をするLGBTQ当事者カップルの皆さんは、住宅、事業所での福利厚生、医療現場での同意などにおいて、2人の関係を対外的に証明できないため、社会生活上での不利益や困難に直面しています。

制度の導入により、LGBTQ当事者カップルの皆さんが、家族として扱われ、社会全体で各種サービスや制度の利用が普及していくとともに、性の多様性（性的指向や性自認などの多様性）への理解を深め、認め合う社会となるようご協力をお願いします。また、宣誓を行う皆さんのがり方（性的指向や性自認など）や、パートナーシップ宣誓制度を利用することを、本人の同意なく口外しないようお願いします。

予約・問合せ先 ふじみ野市役所 市民総合相談室

埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1（市役所本庁舎2階）

📞 049-262-9025 📞 049-261-5960 📩 jinken@city.fujimino.saitama.jp

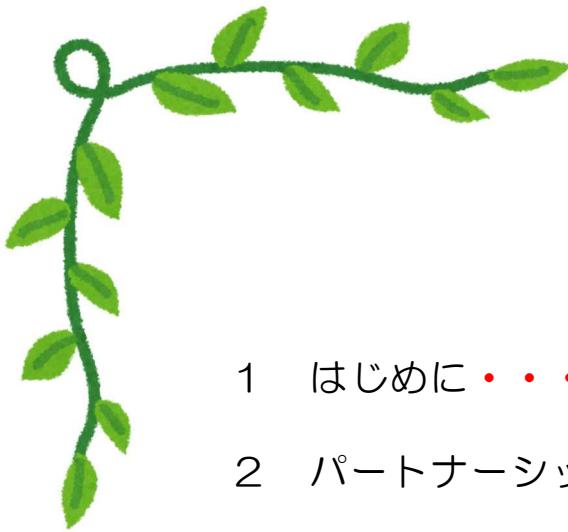


ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

ふじみ野市



目 次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ宣誓制度とは	1
3	宣誓をできる方	1
4	宣誓に必要な書類	2
5	手続きの流れ	2
6	パートナーシップ宣誓受領証等の交付	5
7	パートナーシップ宣誓受領証等の再交付	5
8	届出事項の変更	5
9	パートナーシップ宣誓受領証等の返却	5
10	Q & A	5

レインボーフラッグを持つふじみん（表紙）

1978年から使われ始め、現在最も広く利用されている6色のプライドフラッグ

レッド（赤）：命

オレンジ（橙）：癒し

イエロー（黄）：太陽光

グリーン（緑）：自然

ブルー（青）：調和

バイオレット（紫）：精神



1 はじめに

ふじみ野市では、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択し、誰もが自分らしく活躍するまちの実現を目指すための施策の一つとして、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和4年7月1日より「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始することとなりました。

2 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性自認が戸籍上の性別と異なる又は性的指向が異性のみでないお二人が、ふじみ野市長に対してパートナーであることを宣誓した宣誓書を提出し、ふじみ野市は宣誓受領証、宣誓受領カードを交付するものです。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、性の多様性に対する社会的理解を促進するとともに、LGBTQ当事者の方の社会生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

3 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人が次の要件をすべて満たしていることが必要となります。

- (1) 一方又は双方が性自認が戸籍上の性別と異なる又は性的指向が異性のみでないこと。
- (2) 宣誓を行う当日にお二人とも成年であること。
- (3) ふじみ野市民であること又は3か月以内に市内へ転入予定であること。(同居を要件とはいたしません)
- (4) お二人に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）及びパートナーシップ関係にある方がいないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと。

* 婚姻できない続柄

直系血族・・・・・・・・・ 祖父母、父母、子、孫等

三親等内の傍系血族・・・ 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族・・・・・・・・・ 子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等

*パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く。

4 宣誓に必要な書類（各自）

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・3か月以内に発行されたものを一人につき1通提出してください。
(同一世帯の場合は1通で可)
本籍地、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

(2) 配偶者がいないことが確認できる書類

日本国籍の方

- ・戸籍抄本、独身証明書その他これに類する書類
(3か月以内に発行されたもの)
戸籍抄本、独身証明書は本籍地の市区町村で取得できます。

外国籍の方

- ・配偶者がいないことを確認できる書類で大使館等公的機関が発行するものに日本語の翻訳を添えて提出してください。

(3) 本人確認書類

ご来庁者がご本人であることをご確認いたします。

顔写真付き証明書

官公署が発行した有効期限内のもの
(例：マイナンバーカード、旅券、運転免許証など)

顔写真付き証明書がない場合

健康保険証、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書などで有効期限内のもの

(4) 必要により持参する書類

宣誓するにあたり通称を使用したい場合は、通称を日常的に使用していることが確認できる次のものをご提示してください。

(例：社員証、学生証、自宅に配達された郵便物など)

5 手続きの流れ

(1) 宣誓日時の予約（予約の際に必要事項を確認させていただきます。）

来庁、電話、メール、FAXのいずれかで、宣誓日時をご予約ください。
(予約先：市民生活部市民総合相談室)

・来所、電話からの予約の場合

受付は、月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

但し、土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除かせていただきます。

・メール、FAXからの予約の場合

24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌開庁時間内に連絡します。

ご連絡の際には、次の事項必ずご記載ください。

- ① 宣誓日時
- ② お二人の住所
- ③ お名前
- ④ 連絡先

・予約期間は、宣誓日の3か月前から7日前までにお願いします。

例 令和4年10月3日 午前10時の予約は
令和4年7月1日から令和4年9月26日まで

(2) 必要書類の準備

- ・「4 宣誓に必要な書類（各自）」を参考しご準備ください。
- ・提出書類等の入手に係る手数料等は、宣誓者のご負担となります。

(3) 予約日に来庁

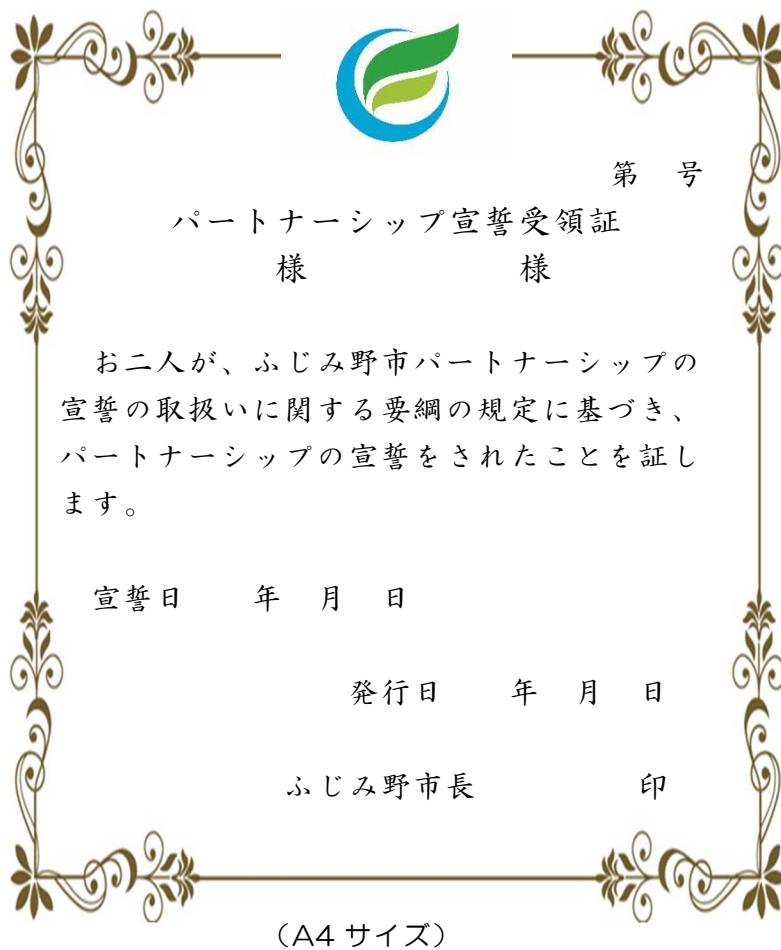
- ・ふじみ野市役所本庁舎2階市民総合相談室にご予約のお時間までに、お二人でお越しください。
- ・パートナーシップ宣誓は個室で行いますので、担当職員がご案内します。
- ・本人確認書類をご提示してください。（コピーをとらせていただきます）
- ・パートナーシップ宣誓書のご確認後にご署名いただきます。
- ・転入予定の方には、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡ししますので、転入後に「8 届出事項の変更」の手続きを済ませてください。
- ・書類の不備、不足がある場合は、再度ご準備をしてご持参ください。
- ・全ての書類の受領、確認ができた日を宣誓日とさせていただきます。



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

6 パートナーシップ宣誓受領証等の交付

パートナーシップ宣誓受領証、宣誓受領カードは、宣誓日から7日以内にお送りします。



パートナーシップ宣誓受領カード

ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

____ 様

____ 様

第 号



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

年 月 日

ふじみ野市長

印

この受領カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことをふじみ野市が証するものです。

この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。

戸籍上の氏名 *通称使用の場合

____ 様

____ 様

(表面) (縦 5.5 cm × 横 9.1 cm)

(裏面) (縦 5.5 cm × 横 9.1 cm)

7 パートナーシップ宣誓受領証等の再交付

宣誓受領証等の紛失や毀損などの事情により、再交付を希望される場合には再交付します。本人確認書類を持参のうえ、「パートナーシップ宣誓受領証等再交付申請書」を提出してください。

申請書を受領した日から7日以内に宣誓受領証等をお送りします。

8 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、本人確認書類を持参のうえ、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写しなど）を添えて提出してください。

変更届を受領した日から7日以内に宣誓受領証等をお送りします。

9 パートナーシップ宣誓受領証等の返却

次の要件に該当した場合、宣誓受領証、宣誓受領カードをご返却いただきます。

- (1) 宣誓対象者に該当しなくなったとき
 - ・婚姻（事実婚を含む。）したとき
 - ・一方又は双方が転出したとき
 - ・パートナーシップ関係を解消したとき
 - ・他の方とパートナーシップの関係となったとき
- (2) 一方がお亡くなりになったとき

10 Q & A

Q1 パートナーシップ制度と結婚は何が違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく制度で法律上の権利や義務が発生するものではありません。

Q2 法的効果がないのに、パートナーシップ宣誓制度を実施する理由はなんですか？

A2 L G B T Q当事者に関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が理解され、広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、パートナーシップ契約等を結ぶ方法があります。
詳しくは、公証役場にお問い合わせください。

Q4 事実婚は、なぜ対象としないのでしょうか？

A4 ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度の対象者は、L G B T Q当事者の方を対象としております。

Q5 宣誓に費用はかかりますか？

A5 宣誓に費用はかかりません。
ただし、必要書類入手するための手数料等は必要となります。

Q6 宣誓は2人で行かないとダメですか？

A6 ご本人確認、お二人の意思の確認、宣誓書の自署のため、お二人でお越しください。

Q7 手にけがをしていて、宣誓書に自書をすることができません。

A7 必ず署名をご本人の漢字(漢字が書けない場合はローマ字又はひらがな)を記入していただきますが、署名以外については予約時に担当にお申し出ください。

Q8 仕事の都合で土日しか休めません。土日に宣誓することはできますか？

A8 担当までご相談ください。

Q9 カミングアウトしていませんが、プライバシーは守られますか？

A9 ご予約いただいた当日は個室を用意いたします。提出された書類に記載されている個人情報が、他の目的に使用されることはありません。

Q10 パートナーと同居をしていませんが、宣誓できますか？

A10 同居を要件とはしておりません。

Q11 宣誓することで受けられる市のサービスはありますか？

- A11
- 市営住宅の入居要件である「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）」にパートナーシップ宣誓受領証等を持った人を加えます。
 - お二人が同一世帯の場合には、申出により住民票の続柄を「同居人」から「縁故者」に変更いたします。

Q12 宣誓することで受けられる民間サービスはありますか？

- A12 ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度に法的効力はありません。あくまでLGBTQ当事者の方を応援する制度です。通常、婚姻関係でないと受けられない次のようなことが、受けられる可能性が考えられます。
- 医療機関での面会、手術の同意
 - 生命保険の受取人指定
 - クレジットカードの家族カードの申し込み
 - 携帯電話の家族割引
 - 映画館での夫婦割引

Q13 パートナーシップ宣誓受領証等の有効期限はありますか？

何年かに一度更新は必要ですか？

- A13 有効期限は定めておりません。
更新についても必要ございません。

Q14 パートナーシップを解消したい場合、どうしたらよいですか？

- A14 「パートナーシップ宣誓受領証等返還届」を提出してください。様式はホームページからダウンロードすることができます。



ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（第1版）
令和4年6月発行

ふじみ野市 市民生活部 市民総合相談室
TEL 049-262-9025（直通）
FAX 049-261-5960
メール jinken@city.fujimino.saitama.jp